破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７１号
茨城県石岡市小幡2304番地
破産者　飯田　孝雄
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７９５号
札幌市中央区南13条西10丁目２番10号、申立時の住所札幌市西区西野７条８丁目５番７号
破産者　三浦　寛光
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
新潟県柏崎市田中21番12―104号マンションＢ＆Ｗ
破産者　田邉　克行
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３号
愛媛県八幡浜市162番地１
破産者　中井　泉也
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第４号
愛媛県八幡浜市162番地１
破産者　中井　順子
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６８号
北海道小樽市長橋１丁目２番３号
破産者　株式会社板垣組
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２４４号
富山市粟島町１丁目４番20号
破産者　有限会社プラス
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１７号
愛知県豊橋市西岩田３丁目15番地10
破産者　株式会社エスティプロダクツ
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６７７号
京都市南区久世東土川町364番地１
破産者　有限会社勝山製本所
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2515番地の１
破産者　九栄スクリーン株式会社
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３号
石川県輪島市門前町道下23の24番地
破産者　亡北山悟相続財産
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３３０１号
福岡市博多区博多駅前２丁目３番７号
破産者　株式会社ワールド・ハイテック
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２９５５号
札幌市中央区南23条西15丁目１番３―303号
破産者　太田　純一
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５１号
長崎県長崎市赤迫１丁目10番20―403号、旧住所神奈川県横浜市南区山谷82番地４
破産者　小林亜希子
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
山梨県甲斐市竜王2790番地２　輿石住宅Ａ号室
破産者　小池　　久
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
山形県鶴岡市羽黒町手向字手向240番地
破産者　芳賀　壮一
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第７０号
山形県酒田市あきほ町659番地の４
破産者　齋藤　孝吉
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第６１３号
愛知県岡崎市矢作町字市場８番地
破産者　市川　正雄
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
愛知県豊川市美園３丁目10番地２、住民票上の住所埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町１丁目10番地の39
破産者　田中　俊之
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部